

議案第 1 2 6 号

渋川市温泉小売販売業者の登録に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市温泉小売販売業者の登録に関する条例を廃止する条例

渋川市温泉小売販売業者の登録に関する条例（平成 1 8 年渋川市条例第 2 0 6 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。
（渋川市手数料条例の一部改正）
- 2 渋川市手数料条例（平成 1 8 年渋川市条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。
別表温泉小売販売業者登録証の交付の項を削る。

理 由

渋川市渋川温泉スタンド及び渋川市敷島温泉スタンドを譲渡し民営化するため、条例を廃止しようとするものである。

渋川市温泉小売販売業者の登録に関する条例を廃止する条例（案）新旧対照表
渋川市手数料条例の一部改正（平成18年渋川市条例第59号）の一部改正
 （附則第2項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
手数料を徴収する事務	手数料の金額	手数料を徴収する事務	手数料の金額
営業に関する証明	1件につき 300円	営業に関する証明	1件につき 300円
(略)		(略)	
火災その他の被害に関する証明	1件につき 300円	火災その他の被害に関する証明	1件につき 300円
鳥獣飼養登録票の交付又は更新若しくは再交付	1通につき 3,400円	温泉小売販売業者登録証の交付	1件につき 300円
		鳥獣飼養登録票の交付又は更新若しくは再交付	1通につき 3,400円
(略)		(略)	